

廃棄物行政の確立と自治体の役割

深町 聡一郎

<スライド2> はじめに

日本は、経済成長を目指すなかで、石炭・石油などの化石燃料を原動力として大量生産・大量消費・大量廃棄の生活スタイルを築き上げてきてきました。経済成長とともに生活はより豊かに、便利になっていきました。その一方で、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染など環境への負荷は増大し、また化石燃料やエネルギーの逼迫等の課題が国際的・社会問題として表れてきました。

近年はリサイクル、エコカーや太陽光発電など持続可能な社会の形成が求められています。各自治体においても資源循環・環境保全に向けて様々な取り組みが進められています。自治体の環境に関わる仕事は、大牟田市だけが勝手に考えて進めているのではなく、国が定める法例に基づいて、大牟田市の地域に根差した環境（廃棄物）政策を考えながら、公共サービスとして住民・事業者のみならずとともに資源循環・環境保全型の環境（廃棄物行政）行政をめざしています。

自治体の仕事は、行政側からの視点で（予算・体制）で政策を進めますが、それだけでは、地域のなかでうまくいかないのも現実の課題です。公共サービスの受け手である地域・住民の声と、公共サービスの提供者である働く者の声を自治体政策に反映させて、より良い住民サービスを提供することこそが、自治体の役割と責任と考えています。

<スライド3> 自己紹介

私は、福岡県大牟田市役所環境業務課に勤務する深町と申します。大牟田市役所に1992年（H4年）に入庁し今年で勤続27年目です。清掃の仕事をしており、ごみの収集や運搬・処理・処分、また啓発指導や環境教育を行っています。

一方、大牟田市で働く職員たちが集まって、労働組合を結成しています。名称は、「自治労大牟田市職員労働組合（じちろう おおむたし しょくいんろうどうくみあい）」です。私も、大牟田市に就職してからほどなく、労働組合の青年部（若い人たちの集まり）に参加したことをきっかけに、それから15年ほど労働組合で役員をしています。

<スライド6> 環境行政に関する法律について

次のような時代背景や社会問題から、環境行政に関する法律が整備されてきました。

1900年代～ 近代化と公衆衛生の向上

1960年代～ 高度成長と公害問題・対策

1990年代～ バブルと廃棄物問題の課題

2000年代～適正処理と資源循環・環境保全

20世紀は、大量生産・大量消費・大量廃棄。環境リスク・負荷と資源の枯渇。

21世紀は、3R（発生抑制・再利用・再生利用）と適正処理。資源の消費抑制と環境負荷の低減。

<スライド8> 資源循環型社会形成にむけた法体系

資源循環型社会形成にむけた法体系はスライドのとおりです。

1. 環境基本法
2. 循環型社会形成推進基本法…基本理念・考え方
3. 廃棄物処理法…排出抑制・適正処理を行い生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする
4. 資源有効利用促進法…資源の有効利用と廃棄物の発生抑制及び環境保全を目的とする
5. 個別の特性に応じた個別リサイクル法・規制（容器包装リサイクル法など6法）
6. 公的機関が率先して環境負荷低減を目指す推進法…国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

<スライド9～10> 大牟田市の条例と環境基本計画について

自治体条例とは、地方自治体の法律みたいなものです。

大牟田市では、大牟田市環境基本条例を制定するとともに、環境基本計画を策定し、具体的にその実現にむけた取り組みを行っています。

条例や、基本計画の策定については、労働組合と大牟田市で事前に協議を行い、その内容について意見反映（政策提言）を行っています。

労働組合を通して、清掃現場の仕事に携わっている現場の職員の声や、地域住民の声を、大牟田市に届けることで、地域のための政策となるよう働きかけを行っているのです。住民とともに、「住民協働の視点」はとても重要です。

<スライド 19~23> 技能労務職とは～技能労務職をとりまく状況～

スライド 18 までは、清掃事業や環境行政についてご紹介しました。次は、私たちの仕事についてお話しします。

私たちは、地方公務員のなかでも「技能労務職」にあたります。

地方公務員法第 57 条では法令上の用語として「単純な労務に雇用される者」とされており、このことから、スライド 20 にあるように、「単純な仕事なら公務員でなく民間でもできるのではないか」「公務員賃金に見合った仕事をしていない」などの声もありました。

また、この 10 年、公務員の人件費が抑制される政策が様々に取られたこともあり、自治体では財政難を理由に、私たちの仕事は、民間に委託されたり、正規職員のかわりに多くの非正規職員が雇用され任されることになったりしました。しかし、本当にそれでよいのでしょうか。

<スライド 24>民間委託は悪？～安易な民間委託とは～

二つの例をお話しします。

①埼玉県ふじみ市市営プールの事故

2006 年（平成 18 年）7 月 31 日、埼玉県ふじみの市の市立プールで、小学 2 年生の児童が亡くなる事故がありました。この市営プールは、市からある業者に管理運営が委託されており、その会社は、さらにその業務を違う業者に委託していました。事故後の調査では、このような孫請け状態による、ずさんな業務実態が明らかになりました。

②大牟田市のごみ収集

私の働く大牟田市でも、ごみ収集を民間に委託した際、その民間委託業者が突然収集ができなくなり、市民サービスに影響が出てしまい、最後は市の職員が収集をすることになりました。

安く請け負ってくれるからといって、安易に公共サービスを委託することはこのような問題があります。

一方で、低価格で民間に委託するということは、受託した公共サービスを支える民間労働者にもしわ寄せがいきます。低価格で請け負っているため、それらの会社は十分な賃金を労働者に支払うことができない、といった問題が引き起こされるのです。

公務職場でも、民間企業でも、年収 200 万～250 万円で働く労働者が増え、官制ワーキングプアやブラック企業といった問題も起きています。

安心・安全な公共サービスを提供していくためにも、労働者の働き方を守る

ためにも、安易な民間委託には大きな問題があるのではないのでしょうか。

<スライド 25> 労働組合の存在

私たちは大牟田市の職員で労働組合を作っています。

労働組合の存在、役割については、スライドにあるとおり、労働者のため、住民のため、行政のため、という3つの視点があります。

労働組合ですから、労働者が働きやすく、適切な賃金や職場環境が得られるよう、労働者の権利を守る活動は重要です。

労働者がよりよい環境で働けることで、よりよい仕事を行うことができます。私たちは公共サービス労働者なので、私たちがよい仕事をする＝安全で安心な公共サービスを提供する、ことにつながります。

また、どのような制度・政策も、現場で実際に働く私たちこそ、そのよさや課題を実感することができます。私たちは、日々住民と接していますので、住民のみなさんの声を直接聞くことができます。労働者や住民の声を行政に届けること、それも労働組合の大切な役割です。

<スライド 26>労働組合のイベント

毎年10月に労働組合が主体となって、「清掃週間」を開催し、清掃イベントを行っています。

<スライド 27>労働組合からの政策提言

住民サービスの向上（住民視点）や、労働者の賃金・労働環境改善（労働者視点）のため、積極的に労働組合から行政に政策提言を行っています。市との協議（労使協議や会議など）は、定期的に行うことで、日々の現場の声を届けています。

私たちは、与えられた仕事をこなすのではなく、自らの仕事内容や住民サービスについて考え、創意工夫をしながら、積極的に業務の改善提案や企画を市に提言し、市の行政に参画しています。

<スライド 28～29>住民サービスの維持・向上～地域・住民の声～

例えば、大牟田市では高齢化が進み、独居老人の問題も出ています。障害者福祉の課題もあります。地域・住民から、安心・安全が求められています。それらの住民の声なき声を、トップダウンではなくボトムアップで政策に反映させること、それを市の職員としてはもちろん、労働組合としても意識して活動しています。

<スライド 30>災害支援活動

近年、頻発する震災や水害等の災害時には、行政としてはもちろん、労働組合としても支援活動を行っています。最近では、熊本地震や、九州北部豪雨、大牟田市でも大寒波災害などがありました。労使（市と労働組合）で、具体的な災害支援活動や危機管理体制の確立に向けた協議を進め、日常的に災害にむけた準備を進めています。

<スライド 31>新型コロナウイルス対策

～一人はみんなのために、みんなは一人のために～

新型コロナウイルスの感染拡大で、各自治体もその対応に追われています。清掃の現場では、「地域・住民のために」ごみ収集を安定的かつ継続的に処理することが第一です。廃棄物からの感染に最大限の注意を払い、民間の委託業者とも協力をして日々のごみ収集に取り組んでいます。

もちろん、私たちも感染の恐怖とたたかいながらの作業になります。職員・組合員の感染拡大防止策を徹底しながら、日々仕事に取り組んでいます。

<スライド 33～34>地域・住民からの感謝・応援

地域住民のみなさんからたくさんの手紙や激励の言葉をいただきました。

<スライド 35～36>ごみの出し方／作業時の取り組み

環境省より、感染症対策としての正しいごみの出し方と収集作業時の取り組み方について周知されています。

<スライド 37>自治研究活動

自治研究活動＝自治研（じちけん）活動

自治研活動とは、日頃の仕事から得られる知識や経験を活かし、①さらなる業務改善に向けた調査・研究活動を行ったり、②住民や地域とともに考えた政策を実現するための調査・研究活動を行ったりすることです。

自治研活動に取り組むことで、地域との信頼関係の構築や、職員のやる気・やりがい向上といった効果が得られています。

<スライド～38～40>具体例①職場自治研

清掃や環境への取り組み、私たちの仕事を地域住民に知ってもらうために、職場自治研として、次のような活動を行っています。

<スライド 38>小学校・保育園への出前講座や、地域イベントへの参加

<スライド 39>業務終了後に基礎資料作り

<スライド 40>住民啓発に向けた紙芝居（小学4年生の授業で使用）

<スライド~41~43>具体例②まちづくり自治研

また、まちづくり自治研として、次のような活動も行っています。

<スライド 41>グリーンキャンペーン

<スライド 42>大蛇山祭り・子ども広場

<スライド 43>動物園（民間企業）とのコラボ

<スライド~44> 労働組合の役割~行政・住民・労働組合~

①地方自治体の役割：住民のためのまちづくり、まさに地方自治体は、一番住民に近い、民主主義の学校。イギリスの法学者ジェームス・ブランではなく、ジェームスブライスが言った言葉です。僕が考えた言葉ではありませんけど。

②労働組合の役割：チェック機能と民主主義を育てる取り組み。

自治体と労働組合は、立場は違うが「住民のためによりよいサービスを提供する」という目指す方向は一緒です。

そのためには、労働組合が積極的に自治体・行政に関わっていくことがとても重要です。そのことで、チェック機能や住民コミュニティの形成がより強固なものとなるからです。

仕事を通じて、地方自治体をもっと素晴らしいものにしたい。その力を労働組合は持っている。と私は自信と誇りを仕事にも組合活動にも持っています。